平成２１年（フ）第８５８８号
大阪府寝屋川市香里新町20番４号
債務者　田村　和規
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６５３号
大阪市西淀川区福町２丁目５番41号　ハイコート福町304号室
債務者　金丸　裕佳
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６５９号
大阪市西淀川区大野１丁目５番10号　吉川マンション202号室
債務者　山口こと　金　美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６８７号
大阪府寝屋川市大成町14番８号
債務者　高橋　　歩
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５号
高知市介良甲1103番地10
債務者　横田　大介
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６２号
高知市西久万38番地　和泉荘
債務者　田中　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７０号
高知市横浜新町１丁目301番地　県営住宅横浜第２団地Ｎ―406
債務者　林　　秀信
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０１号
長崎県長崎市十人町９番５号　コーポサンシャイン101号
債務者　松尾　由美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
熊本市花園４丁目３番48号
債務者　柴田　京子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８４号
熊本県鹿本郡植木町大字鐙田765番地１
債務者　片山　善英
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
債務者　下簗　正臣
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７３号
宮崎県日向市大字平岩10790番地１
債務者　児玉　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７４号
宮崎県日向市大字日知屋16263番地
債務者　黒木ひとみ（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２２２号
宮城県大崎市古川西館３丁目９番24号　ブランドール愛Ｃ号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
宮城県栗原市瀬峰下田216番地10
債務者　小笠原郁子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
宮城県東松島市上下堤字磯田沢92番地
債務者　大友三代司
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
宮城県石巻市駅前北通り４丁目７番21号　静貞アパート102号
債務者　伊藤　敏之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
宮城県東松島市矢本字笠松93番地１
債務者　日野森江実
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係